

## 参考資料

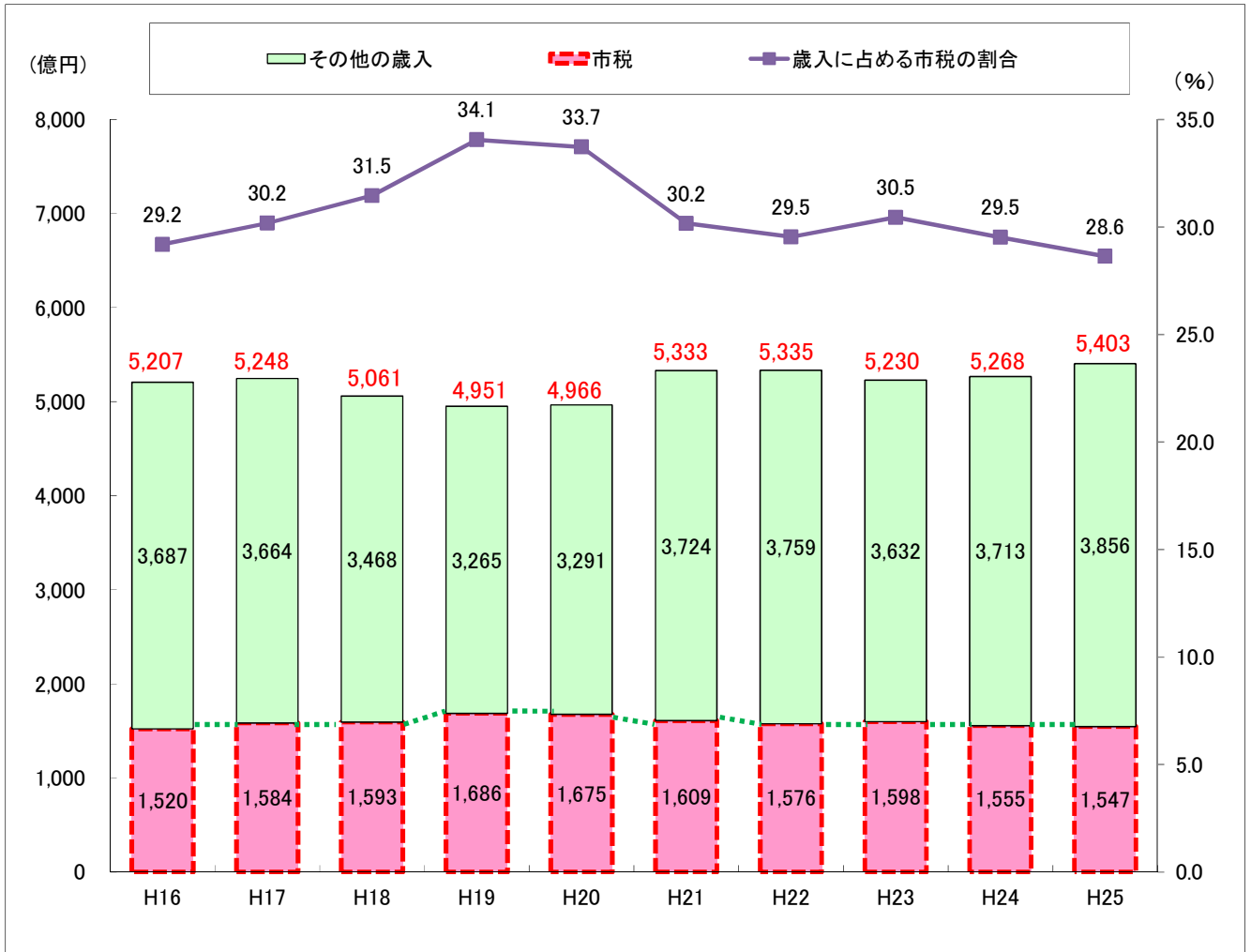
## 参 考 資 料 目 次

北九州市の財政状況	1～6
本市の職員数の推移	7
職員の削減状況（政令市比較）	8
人員体制及び人件費比率（政令市比較）	9
本市の給与制度の概要	10～11
本市の技能労務職の給与状況	12
本市の外郭団体別事業一覧	13
本市の公共施設の保有状況等	14～15
今後の公共施設の更新費用に係る試算	16～17

# 北九州市の財政状況

## 1 歳入の状況

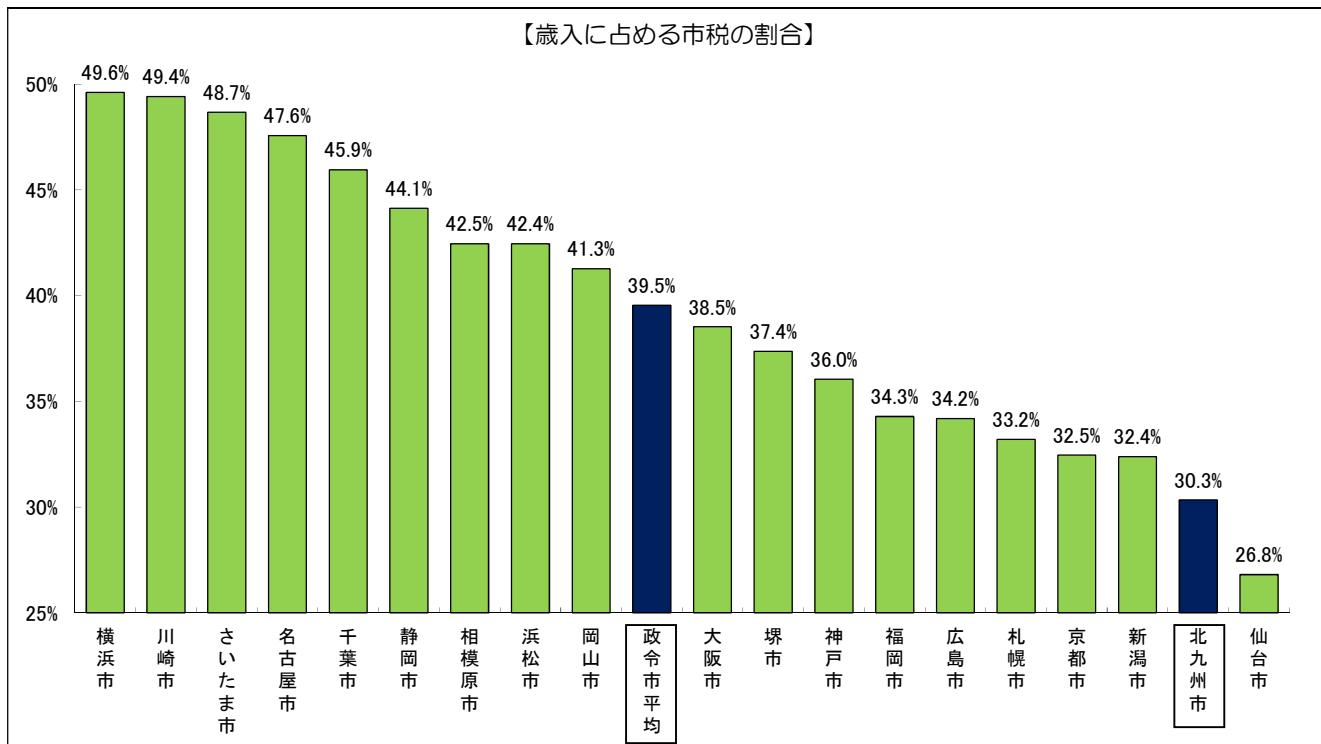
### (1) 【一般会計歳入の推移】～脆弱な財政基盤～



※ 平成 24 年度までは決算額、平成 25 年度は 9 月補正後予算額。

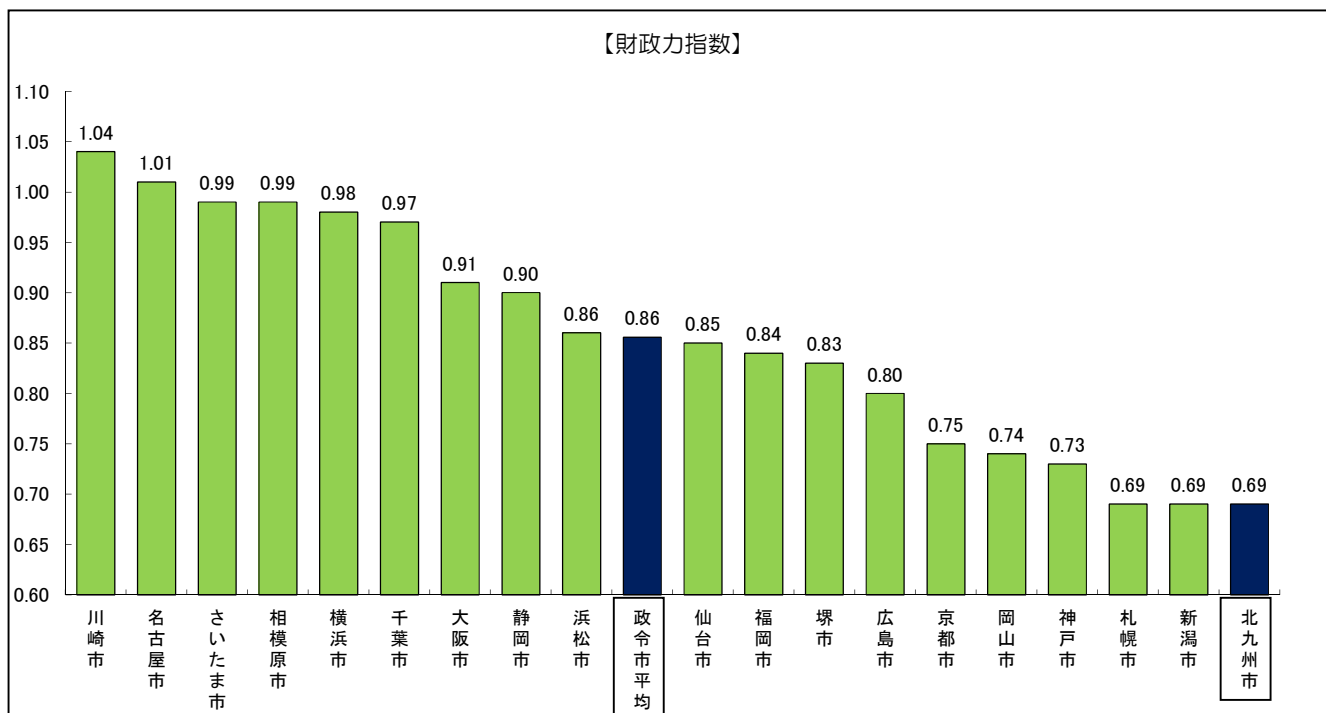
(2) 【歳入に占める市税の割合（普通会計決算／平成 23 年度）】

～ 19 政令市中下から 2 番目～



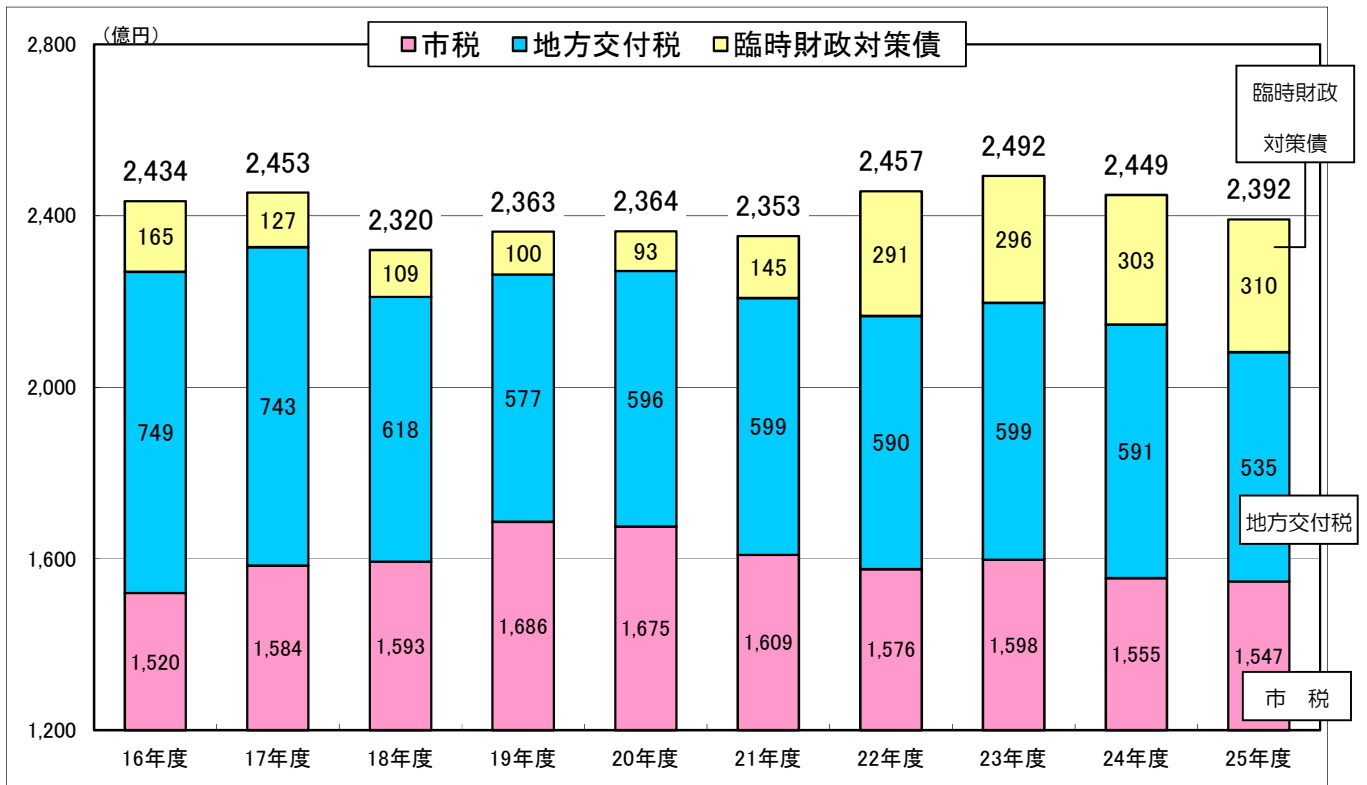
※ 人口は、平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口を使用。

(3) 【財政力指数（普通会計決算／平成 23 年度）】～ 19 政令市中最下位～



※ 「財政力指数」 地方公共団体の財政力を国の定める基準により算定したもの。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財源に余裕がある団体となる。

(4) 【主な歳入の推移（市税＋地方交付税等）】～平成24年度以降減少傾向～

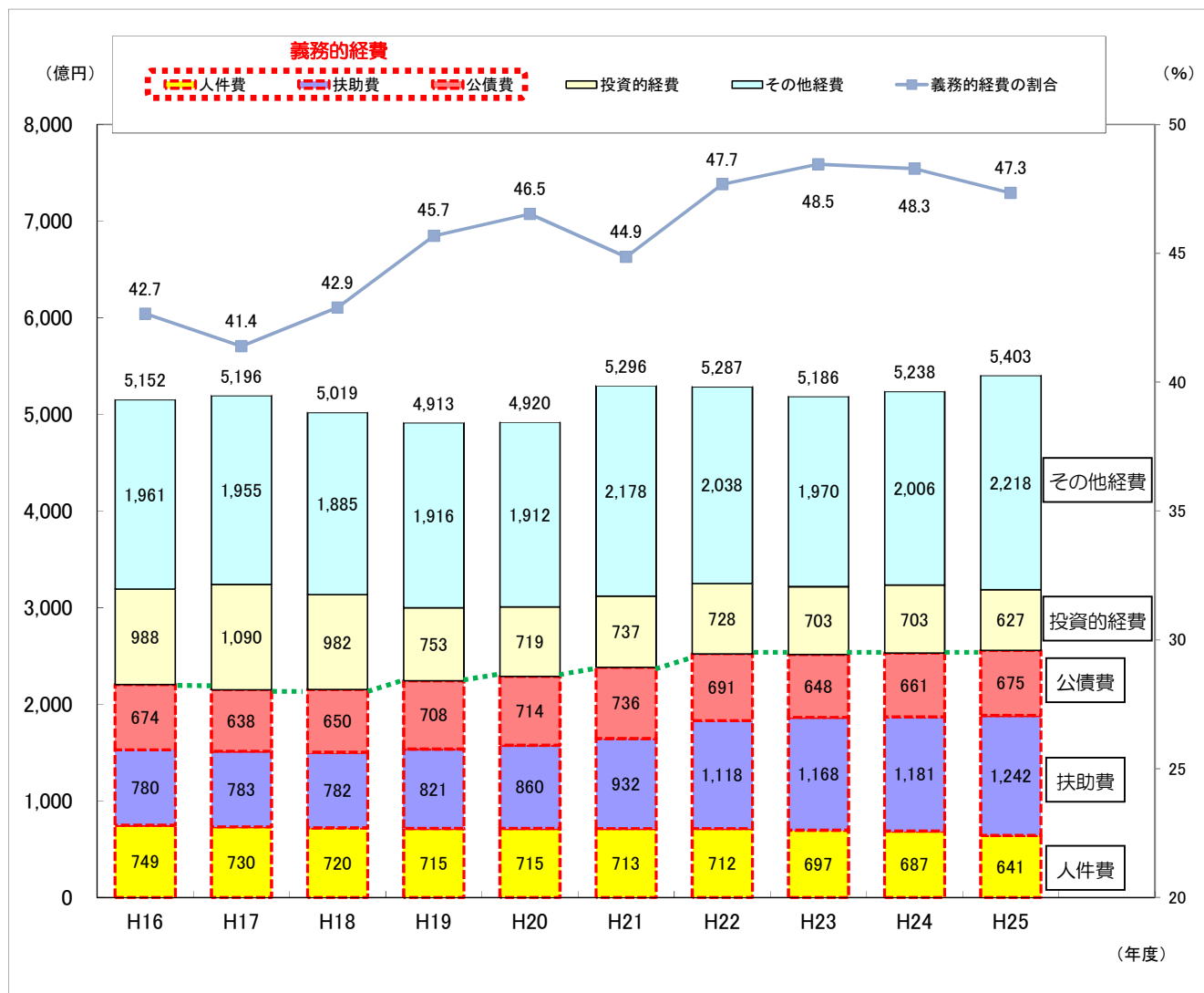


※ 平成24年度までは決算額、平成25年度は9月補正後予算額。

※ 端数処理の結果、合計が合わないことがある。

## 2 歳出の状況

### (1) 【一般会計歳出（性質別）の推移】～増加傾向の義務的経費～



※ 平成 24 年度までは決算額、平成 25 年度は 9 月補正後予算額。

#### ※ 「義務的経費」

法律などにより支出が義務付けられている固定的な経費で、人件費、扶助費、公債費の合計をいう。歳出に占める義務的経費の割合が増加すると、新しい事業や政策的な事業に配分されるお金の割合が低くなる。

#### ※ 「扶助費」

福祉の法令等に基づいて実施する医療費の援助や各種手当の支給、生活保護費、福祉施設の運営などに要する経費。

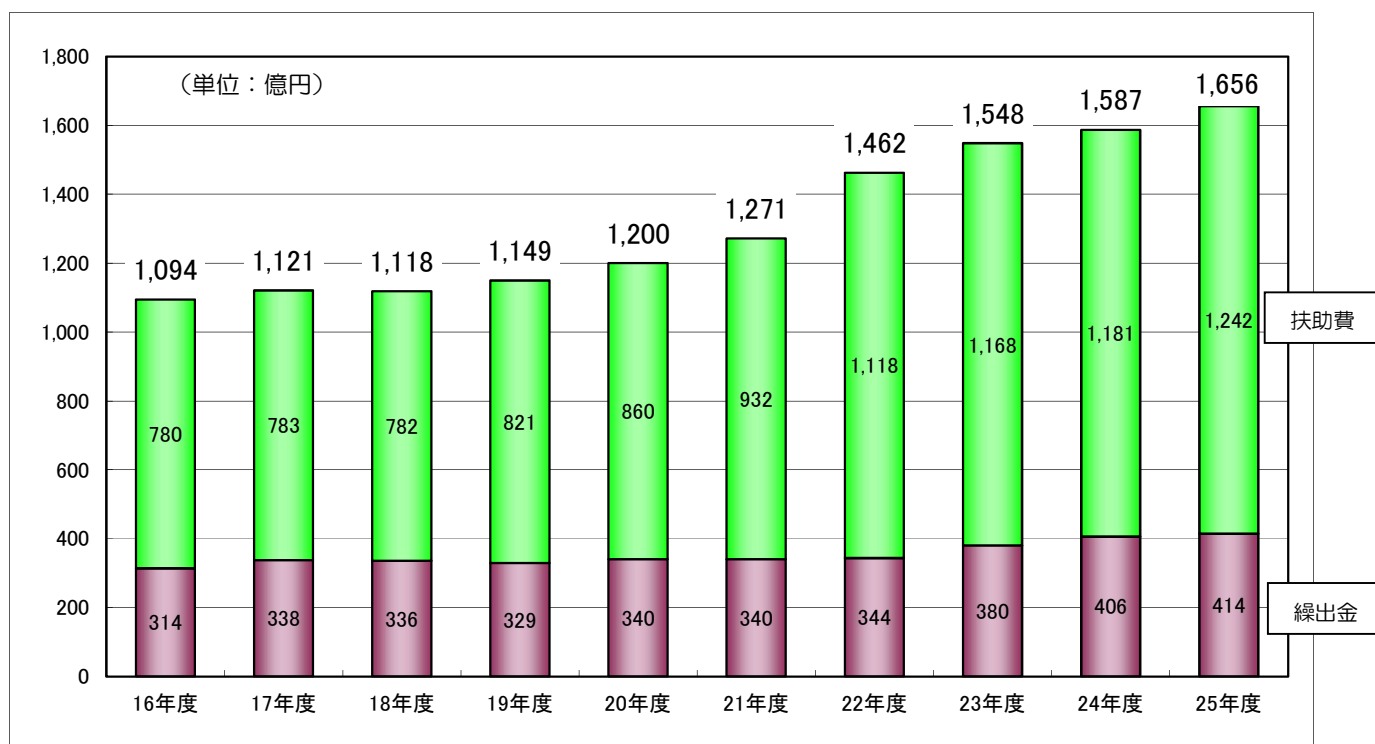
#### ※ 「公債費」

市が発行した市債の毎年度の返済（元金、利子）に要する経費。

#### ※ 「投資的経費」

道路や公園、教育施設などの社会資本の整備に要するもので、その効果が資産として将来に残るものに支出される経費。

## (2) 【福祉・医療費の推移】～増加し続ける福祉・医療費～



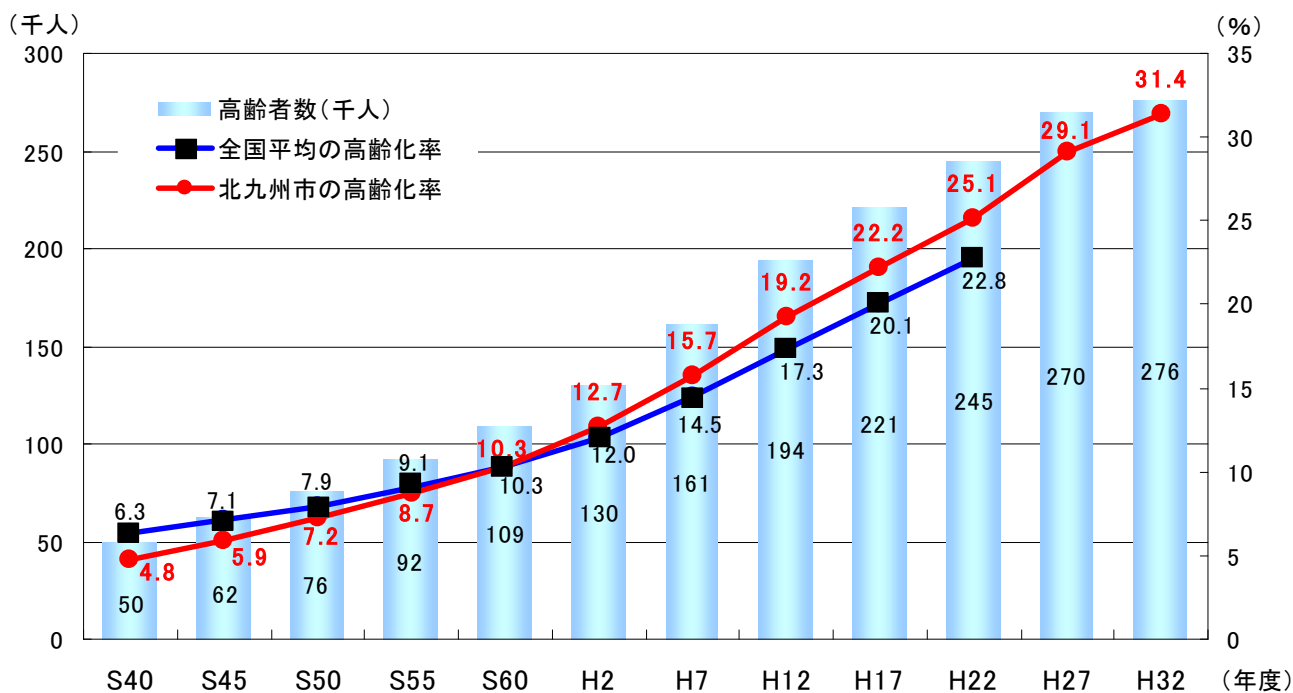
※ 平成 24 年度までは決算額、平成 25 年度は 9 月補正後予算額。

※ 端数処理の結果、合計が合わないことがある。

※ 「福祉・医療費」

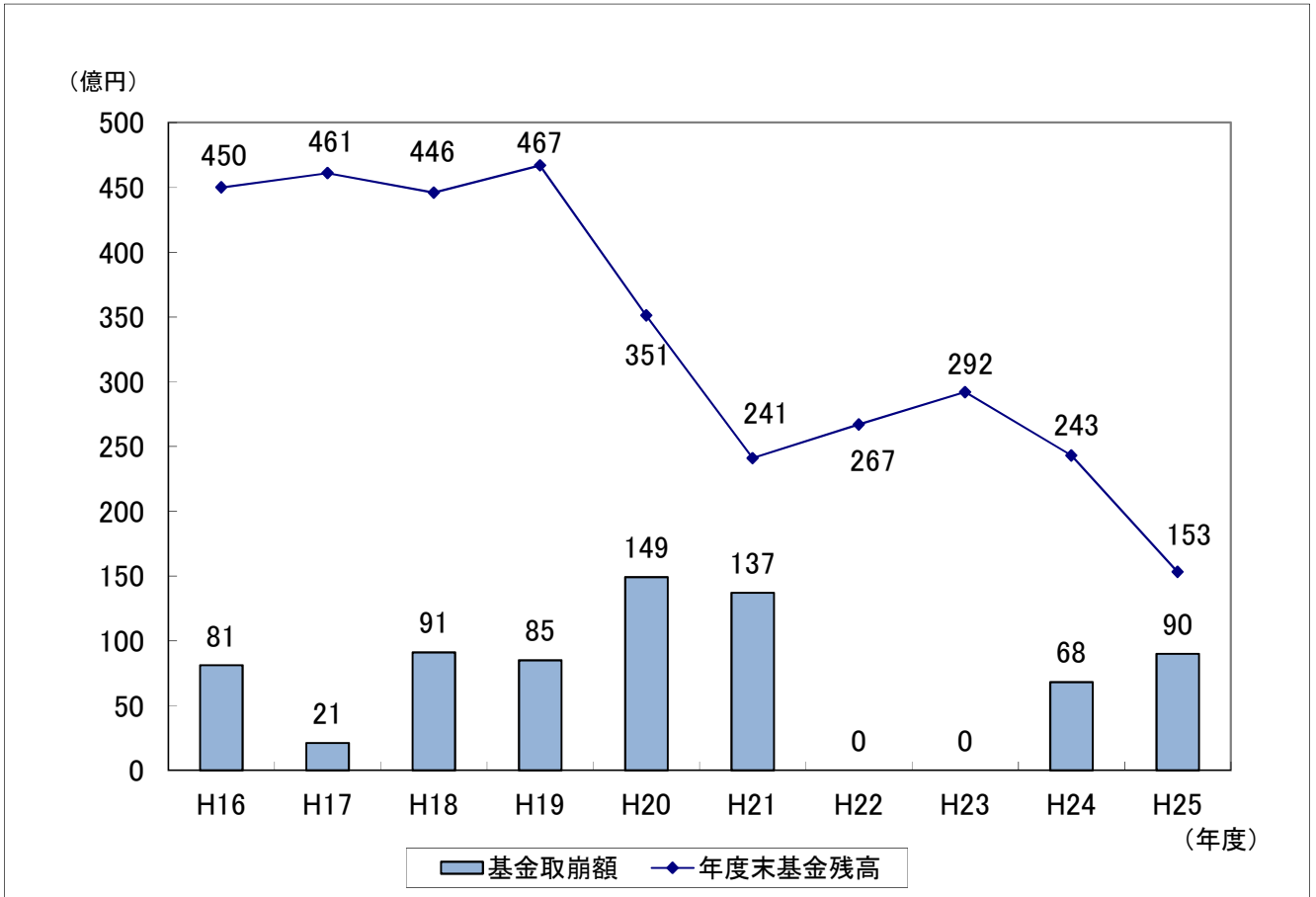
扶助費に国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金を加えたもの。

## (3) 【高齢者人口の推移と今後の見通し】～高齢化社会の進展～



※ 平成 22 年度までは国勢調査、平成 27 年度、平成 32 年度は北九州市保健福祉局の独自推計。

### 3 財源調整用基金残高の推移 ～減少する財源調整用基金残高～



※ 平成 24 年度までは決算額、平成 25 年度は 9 月補正後予算額。

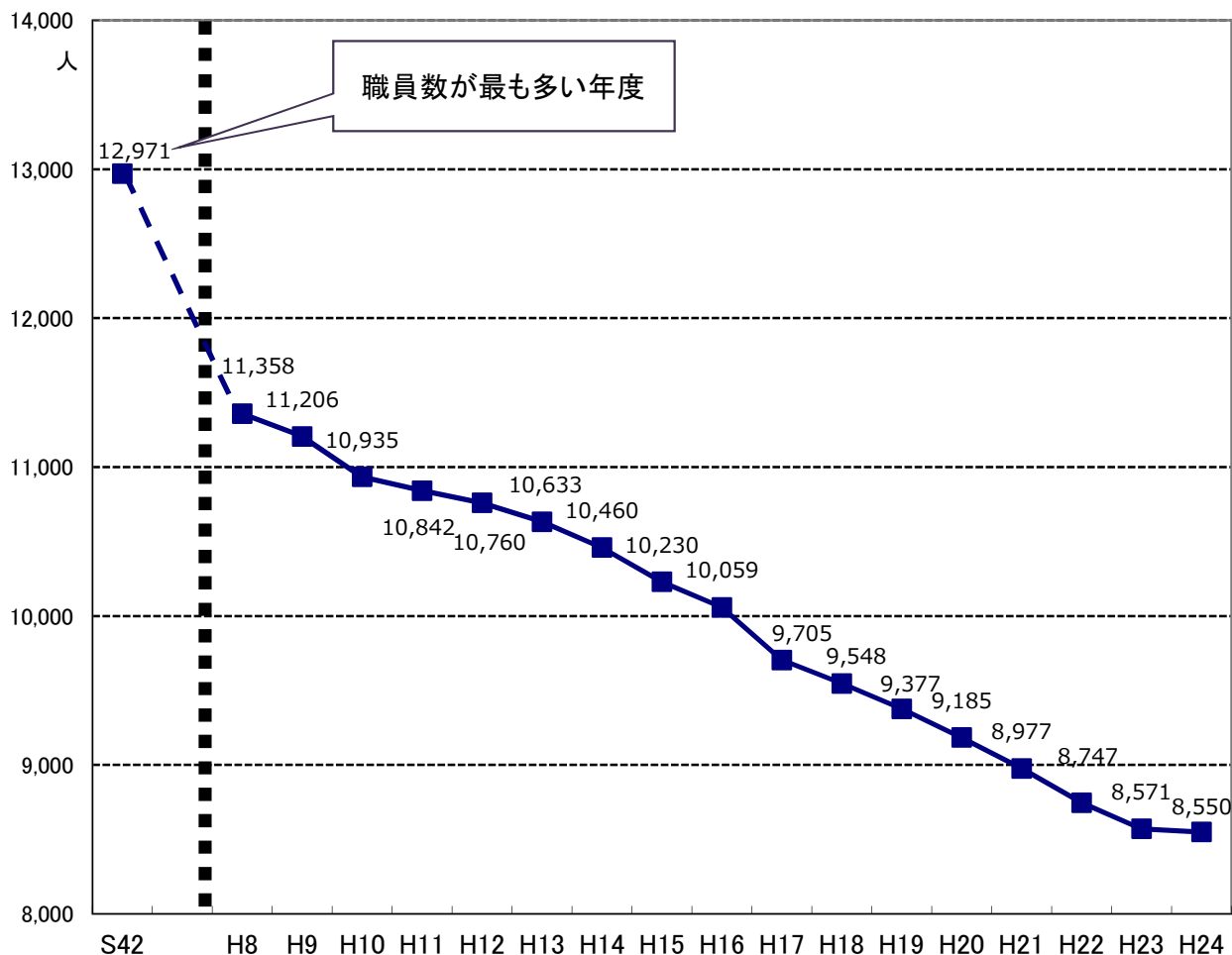
※ 「財源調整用基金」 収支不足や緊急の支出に備えて積み立てている市の貯金。



# 本市の職員数の推移

## 職員数の推移

(各年度:4月1日現在の職員数)



## 各年度の職員数 (平成8年度～平成24年度)

(各年度:4月1日現在の職員数) 単位:人

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
職員数	11,358	11,206	10,935	10,842	10,760	10,633	10,460	10,230	10,059

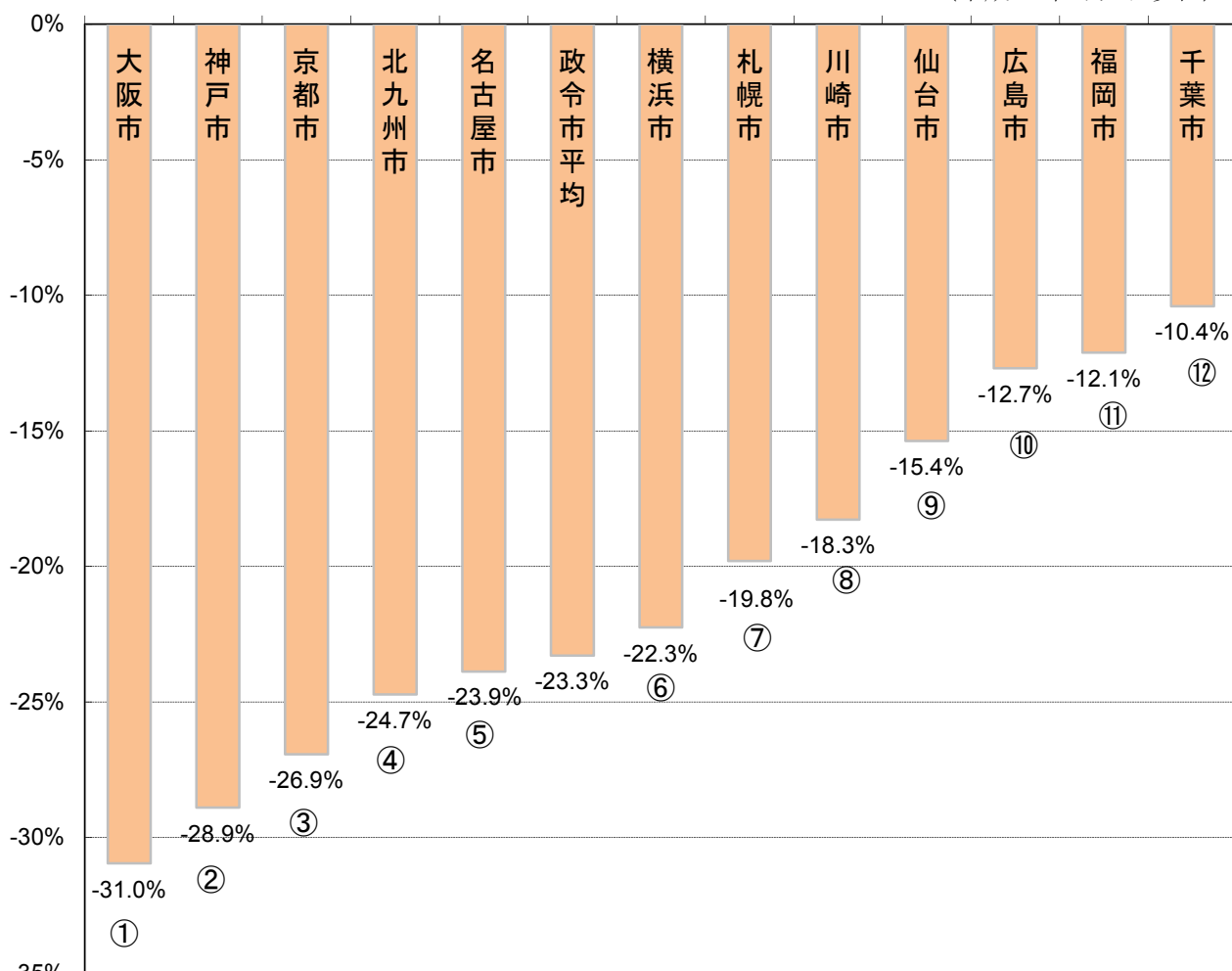
  

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	差 H24-H8
職員数	9,705	9,548	9,377	9,185	8,977	8,747	8,571	8,550	▲ 2,808

# 職員の削減状況（政令市比較）～ H8からの職員数の削減状況～

## ■ 職員の削減率 政令市比較（対平成8年度比で削減率を算出）

（平成24年4月1日現在）



※ 総務省「平成24年地方公共団体定員管理調査」による。  
 ※ 平成8年度時点で政令市でない都市は除く。

## ■ 職員の削減数 政令市比較（対平成8年度比で削減数を算出）

（平成24年4月1日現在） 単位：人

都市名	大阪	神戸	京都	北九州	名古屋	政令市平均	横浜	札幌	川崎	仙台	広島	福岡	千葉
H8年度	53,422	21,445	19,007	11,358	33,136	20,885	34,473	17,798	16,500	11,268	13,243	10,862	8,111
H24年度	36,885	15,247	13,888	8,550	25,223	16,022	26,802	14,273	13,485	9,536	11,562	9,546	7,267
差 (H24-H8)	▲ 16,537	▲ 6,198	▲ 5,119	▲ 2,808	▲ 7,913	▲ 4,863	▲ 7,671	▲ 3,525	▲ 3,015	▲ 1,732	▲ 1,681	▲ 1,316	▲ 844

## 人員体制 及び 人件費比率（政令市比較）

■ 人員体制：人口1万人当たりの職員数（少ない順）

（平成24年4月1日現在）単位：人

順位	都市	人口1万人当たりの職員数	職員数	人口
1	相模原	64.7	4,536	700,923
2	堺	66.3	5,562	838,675
3	福岡	67.1	9,546	1,422,831
4	浜松	71.3	5,645	791,710
5	さいたま	73.1	8,945	1,223,954
6	横浜	73.8	26,802	3,629,257
7	札幌	75.0	14,273	1,904,319
8	千葉	77.5	7,267	937,146
9	岡山	83.6	5,786	691,955
10	北九州	87.7	8,550	974,691
11	静岡	88.8	6,337	713,640
12	熊本	89.4	6,455	722,417
13	新潟	92.4	7,420	802,778
14	仙台	93.5	9,536	1,020,241
15	川崎	97.1	13,485	1,388,481
16	広島	99.3	11,562	1,164,654
17	京都	100.5	13,888	1,382,113
18	神戸	101.0	15,247	1,510,216
19	名古屋	115.9	25,223	2,177,003
20	大阪	145.2	36,885	2,540,873
	平均	91.5	242,950	26,537,877

■ 人件費比率（低い順）

（平成23年度決算、普通会計）

金額単位：千円

順位	都市	人件費比率 % (B/A)	歳出総額(A)	人件費(B)
1	福岡	10.2	771,171,614	78,796,172
2	仙台	11.5	572,186,497	65,796,526
3	札幌	12.3	823,350,459	101,587,311
4	北九州	13.4	521,462,942	69,924,374
5	横浜	14.2	1,395,594,378	198,096,463
6	広島	14.3	579,636,018	82,961,718
7	大阪	14.6	1,649,897,364	241,496,660
8	堺	14.9	351,950,473	52,450,988
9	新潟	15.3	356,484,048	54,568,765
10	京都	15.5	759,489,311	117,988,094
11	浜松	15.8	286,662,348	45,262,505
12	千葉	15.8	367,677,948	58,276,544
13	名古屋	16.7	1,017,765,026	170,302,270
14	川崎	16.8	575,601,008	96,698,760
15	さいたま	16.9	434,231,606	73,205,803
16	神戸	16.9	742,317,803	125,222,303
17	静岡	17.0	274,340,719	46,715,789
18	岡山	17.4	255,593,827	44,531,008
19	相模原	17.5	247,369,927	43,175,281
20	熊本	17.9	271,566,836	48,498,744

# 本市の給与制度の概要

## 1 給与の体系

職員の給与は、給料とこれを補完する諸手当とから成る。

### (1) 給料

本市では、職種に応じて7種10表の給料表を定めている。各給料表は「職務の級」と「号給」により成り立っている。

給料表の区分	適用となる職員
1 行政職給料表	一般行政事務職員等
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表 (1)、(2)	(1) 高等学校、高等専修学校の教諭等 (2) 幼稚園の教諭等
4 研究職給料表	学芸員
5 医療職給料表 (1)～(3)	(1) 医師、歯科医師 (2) 医療技術職（薬剤師、獣医師、栄養士等） (3) 保健師、助産師、看護師等
6 技能労務職給料表	技能労務職員（環境業務員、学校給食調理士等）
7 特定任期付職員給料表	特定任期付職員

### (2) 諸手当

手 当 の 種 類		
公民較差の対象	例月給与	扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当
公民較差の対象外	例月給与	初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（※）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当
	特別給	期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当
		退職手当

#### ※ 特殊勤務手当の種類

危険な勤務に対して支給・・・公害立入検査手当、高所作業等手当、災害作業手当

不快な勤務に対して支給・・・食肉センター業務手当、火葬業務手当、  
環境センター作業手当、動物死体収集手当

不健康な勤務に対して支給・・・保健指導手当、放射線取扱手当

その他特殊な勤務に対して支給・・・折衝手当、福祉業務手当、税務従事手当、潜水手当 など

## [ 給料表の例 ]

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
		給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
再任用職員以外の職員	1	144,300	6	215,100	6	249,000	6	258,200	6	307,200	6	346,900	6	415,400	6
	2	148,800	9	223,200	9	258,200	1	267,800	1	316,900	3	358,300	3	426,600	3
	3	153,800	7	231,300	7	267,600	1	277,500	1	326,800	3	369,900	3	439,500	3
	4	160,700	6	239,000	10	277,100	2	287,100	2	336,700	4	380,800	4	453,000	4
	5	167,800	10	246,900	22	286,500	7	296,900	7	345,800	11	392,300	11	466,500	11
	6	175,300	44	255,000	41	296,200	10	306,700	10	355,600	16	403,900	16	480,200	16
	7	183,000	29	263,300	53	305,300	14	316,300	14	365,600	21	414,500	21	494,000	21
	8	190,700	46	271,600	72	313,900	2	325,700	4	375,000	30	424,800	30	507,900	30
	9	198,400	50	279,900	90	322,400	16	335,200	3	384,800	1	434,800	1	522,100	1
	10	206,100	32	288,300	64	330,800	23	343,900	11	394,300	32	444,800	32	535,600	32
	11	213,900	47	296,800	87	338,400	19	353,300	15	403,700	15	454,900	15	545,900	15
	12	221,700	45	305,300	105	345,900	34	362,500	21	412,100	21	463,900	21	552,500	21
	13	229,500	30	313,800	99	353,200	17	371,500	30	420,300	1	471,400	1	558,900	1
	14	236,900	21	321,300	83	359,900	23	379,500	14	427,300	1	478,700	1	565,100	1
	15	243,600	22	328,500	79	366,000	47	386,900	38	434,000	6	486,000	24	569,300	24
	16	250,300	14	334,200	72	371,500	67	393,500	62	440,100	42	493,200	21	575,500	21
	17	257,000	12	339,500	78	376,500	63	398,500	96	444,400	47	499,300	24	581,700	24
	18	263,700	9	344,600	130	380,400	67	402,700	58	448,400	54	503,300	13	587,900	13
	19	269,300	14	349,900	74	384,000	68	406,300	42	452,400	56	507,300	13	594,100	13
	20	274,700	8	355,000	56	387,400	45	409,800	74	456,200	52	511,300	4	600,300	4
	21	279,700	4	358,800	52	390,400	51	413,300	91	460,000	48	515,200	—	—	—
	22	284,100	5	362,400	36	393,400	131	416,800	194	463,800	28	—	—	—	—
	23	288,300	5	365,700	21	396,300	102	420,300	61	467,600	14	—	—	—	—
	24	290,600	1	368,700	9	399,000	185	423,700	59	471,400	15	—	—	—	—
	25	292,900	—	371,700	2	401,600	87	427,100	63	475,100	5	—	—	—	—
	26	295,100	—	374,600	2	404,300	70	430,400	42	478,700	1	—	—	—	—
	27	297,300	1	377,400	3	407,000	14	433,700	42	—	—	—	—	—	—
	28	—	—	380,100	—	409,700	1	436,900	59	—	—	—	—	—	—
	29	—	—	382,800	2	412,400	2	440,100	21	—	—	—	—	—	—
	30	—	—	385,500	1	415,100	2	443,300	23	—	—	—	—	—	—
再任用職員	計	—	477	—	1,349	—	1,171	—	1,123	—	375	—	99	—	31
再任用職員	計	225,400	—	242,600	12	274,600	4	301,200	10	302,000	13	343,300	10	393,100	—

**職務の級**

職務の複雑、困難及び責任の度に応じて区分するもの

〔 行政職給料表の場合 〕

1 級 係員  
2 級 上位の係員  
3 級 主任  
4 級 係長  
5 級 課長  
6 級 部長  
7 級 局長

**号給**

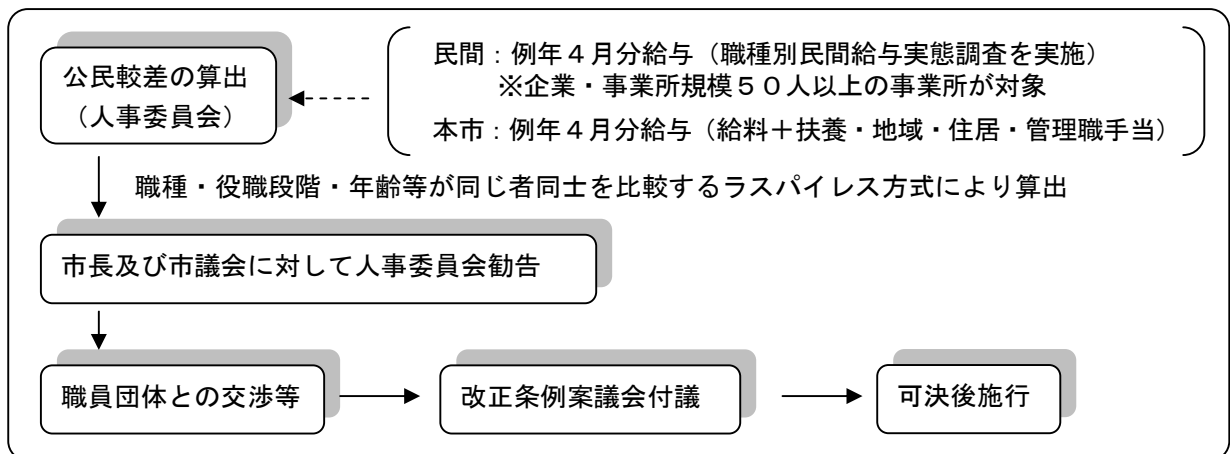
同じ級の中で、職務の習熟を給与に反映させるもの

※通常、1年で1号給昇給する

## 2 給与改定の仕組み

本市職員の給与について、人事委員会が市内民間の賃金との適正な均衡を確保することを基本として、同じ条件にある者同士の公・民の給与を比較した上で毎年、所要の勧告を行う。その勧告に基づき、下記の手順により改定する。

※ただし、技能労務職の給与は、人事委員会勧告制度の対象外



# 本市の技能労務職の給与状況

## ■民間との給与の比較（技能労務職）

（平成24年4月1日現在）

区 分	公 務 員		民 間		
	平均年齢	平均給与月額	対応する 類似職種	平均年齢	平均給与月額
北九州市	50.1 歳	428,671 円	—	—	—
うち清掃職員	45.0 歳	450,073 円	廃棄物処理業 従業員	44.7 歳	288,200 円
うち学校 給食調理士	55.2 歳	404,163 円	調理士	44.0 歳	225,000 円
うち用務員	53.5 歳	395,415 円	用務員	53.5 歳	206,600 円
うち守衛	47.8 歳	459,323 円	守衛	61.1 歳	200,400 円
うち自動車 運転手	52.4 歳	473,380 円	自家用乗用 自動車運転者	61.5 歳	204,100 円

- (注) 1 公務員の「平均給与月額」は、給料月額、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したもの。
- 2 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（平成21年～23年の3ヶ年平均）のデータを使用。
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではなく、「公務員」は正規職員のみが対象で、「民間」はアルバイトなどの非正規従業者が対象に含む。
- 4 「清掃職員」とは、環境センターに勤務する環境業務員や運転手等のことをいう。
- 5 「用務員」とは、小・中学校に勤務する職員（教員、学校給食調理士等を除く）等のことをいう。
- 6 「自動車運転手」とは、環境センター以外の職場に勤務する運転手のことをいう。

## ■国との給与比較（技能労務職）

（平成24年4月1日現在）

本 市		国	
平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
50.1 歳	393,473 円	49.7 歳	323,181 円

- (注) 国との比較における「平均給与月額」は、国家公務員給与実態調査において明らかにされている、給料月額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当の額のみを合計したもの。

# 本市の外郭団体別事業一覧

名 称	設立年月日	主 な 事 業 等
(公財) 国際東アジア研究センター	H1.9.1	1. 東アジアの経済社会に関する調査研究 2. 研究報告書及び定期刊行物等発行 3. セミナー・研究会、市民向け講座開催 4. 大学、研究機関との連携・協力
(公財) 北九州国際交流協会	H2.7.25	1. 外国人市民の社会適応と社会参画を促進 2. 新しい公共による多文化共生のまちづくりの推進 3. 多文化共生社会の担い手を育成
(公財) 北九州市芸術文化振興財団	S51.4.1	1. 文化施設の管理運営 2. 芸術文化に関する事業の実施等 3. 市から受託した埋蔵文化財発掘調査事業
(公財) アジア女性交流・研究フォーラム	H2.10.1	1. 調査、研究事業 2. 交流、研究事業（アジア女性会議等） 3. 情報誌の発行等 4. 男女共同参画センター等の管理運営
(公財) 北九州国際技術協力協会	S55.7.14	1. JICA研修他 2. 海外技術者・行政官研修 3. 専門家派遣、技術交流、調査、コンサルティング
(公財) 北九州市環境整備協会	S52.2.4	1. 環境分析・検査（水質、廃棄物、大気、環境） 2. 家庭ごみ等の収集 3. 法定検査（浄化槽、簡易専用水道） 4. 紙パック・トレイ選別業務
(公財) 九州ヒューマンメディア創造センター	H8.4.10	1. e-PORTを基盤とする地域振興 2. ICTの地域課題への対応（新分野への利活用の検討等） 3. 人材育成、財団ビル運営等
(公財) 北九州産業学術推進機構	H13.3.1	1. 学術研修都市の充実・振興 2. 産学連携の促進 3. 半導体技術拠点化の推進 4. カーエレクトロニクス拠点化の推進 5. 中小・ベンチャー企業の支援
(公財) 西日本産業貿易コンベンション協会	S51.3.25	1. 内外の工業製品等の展示会、見本市等の開催、誘致及び支援 2. 各種会議、大会等コンベンションの誘致及び支援 3. 上記事業の用に供する施設の管理及び運営等
(公財) 北九州市都市整備公社	S48.4.1	1. 到津の森公園、ひびき動物ワールド、響灘緑地の管理運営 2. 駐車場管理
(公財) 北九州市学校給食協会	S50.4.1	1. 学校給食に要する物資の調達・配給・物資代金の徴収支払い 2. 学校給食実施に必要な調査研究及び学校給食の普及奨励
(株) 北九州輸入促進センター	H5.4.26	1. 国際ビジネスのサポートサービス及び不動産賃貸事業 (1) A I Mビルテナントスペースの賃貸 (2) 2 F 商業施設の運営 (3) A I Mビル・西日本総合展示場新館共用部の管理 等
(株) 北九州テクノセンター	H2.4.20	1. 頭脳立地法に基づき設置された産業高度化施設（テクノセンタービル）の管理運営 2. (公財)北九州産業学術推進機構が行う公益的事業の支援
帆柱ケーブル(株)	S32.3.1	1. 鋼索鉄道（ケーブルカー）事業 2. 皿倉山スロープカー運営事業 3. 皿倉山頂展望台施設管理運営事業
北九州高速鉄道(株)	S51.7.31	1. 軌道法による一般運輸業
ひびき灘開発(株)	S48.2.21	1. 響灘地区における廃棄物処理事業 2. 響灘地区における土地の造成分譲事業
北九州埠頭(株)	S32.10.30	1. 港湾施設性能維持外業務 2. 港湾施設管理運営業務 3. 港湾保安対策用電器設備保守点検業務、新門司マリーナ施設運営業務 4. 田野浦特定埠頭運営業務 5. リサイクルポート施設運営業務
北九州貨物鉄道施設保有(株)	H11.4.26	1. 鉄道施設（国並びに北九州市の補助金を受けて構築）を日本貨物鉄道（株）に賃貸 2. 鉄道施設の維持管理
北九州エアターミナル(株)	H1.5.1	1. 貸室業及び空港利用施設の賃貸業 2. 広告・宣伝並びに広告代理業
北九州市土地開発公社	S48.4.2	1. 市、国等の依頼に基づいて公有用地の先行取得、造成、管理及び処分 2. 国、北九州市その他地方公共団体の委託を受けて用地取得のあっせん及び付随する調査測量 3. 土地造成事業
北九州市道路公社	H17.11.1	1. 市内基幹道路（若戸大橋、新若戸道路（若戸トンネル））の建設、維持修繕、管理
福岡北九州高速道路公社	S46.11.1	1. 市内基幹道路（指定都市高速道路）の維持修繕、管理
北九州市住宅供給公社	S40.12.21	1. 公社賃貸住宅の管理、市営住宅の管理代行 2. 市施策に合った環境への配慮等先進的技術を用いた民間事業者との共同分譲事業
(社福) 北九州市福祉事業団	S40.11.8	1. 障害児（者）のための施設運営 2. 高齢者のための施設運営 3. 児童と親子のための施設運営 4. 福祉に関する各種研修事業、相談事業、啓発普及事業、福祉用具の研究開発

# 本市の公共施設の保有状況等

## ■ 公共施設の保有状況（政令市比較）

順位	自治体名	延床面積 (㎡)
1	大阪市	12,570,846
2	名古屋市	9,989,077
3	横浜市	8,647,360
4	神戸市	7,210,204
5	札幌市	5,619,155
6	福岡市	5,240,954
7	北九州市	4,886,177
8	京都市	4,853,036
9	広島市	3,977,483
10	川崎市	3,561,509
11	仙台市	3,285,649
12	新潟市	2,662,557
13	浜松市	2,651,787
14	千葉市	2,606,292
15	さいたま市	2,506,715
16	静岡市	2,295,224
17	堺市	2,116,542
18	岡山市	1,961,721
19	相模原市	1,634,858
平均		4,646,166

順位	自治体名	人口(人)	1人当たり 面積(㎡)
		H22年度 国勢調査	H22年
1	北九州市	976,846	5.0
2	大阪市	2,665,314	4.7
3	神戸市	1,544,200	4.7
4	名古屋市	2,263,894	4.4
5	福岡市	1,463,743	3.6
6	広島市	1,173,843	3.4
7	浜松市	800,866	3.3
8	京都市	1,474,015	3.3
9	新潟市	811,901	3.3
10	静岡市	716,197	3.2
11	仙台市	1,045,986	3.1
12	札幌市	1,913,545	2.9
13	岡山市	709,584	2.8
14	千葉市	961,749	2.7
15	堺市	841,966	2.5
16	川崎市	1,425,512	2.5
17	横浜市	3,688,773	2.3
18	相模原市	717,544	2.3
19	さいたま市	1,222,434	2.1
平均		1,390,416	3.3

※出典 総延床面積：各政令市平成22年度決算資料  
 （特別会計の一部は含まれない）  
 22年度人口：国勢調査

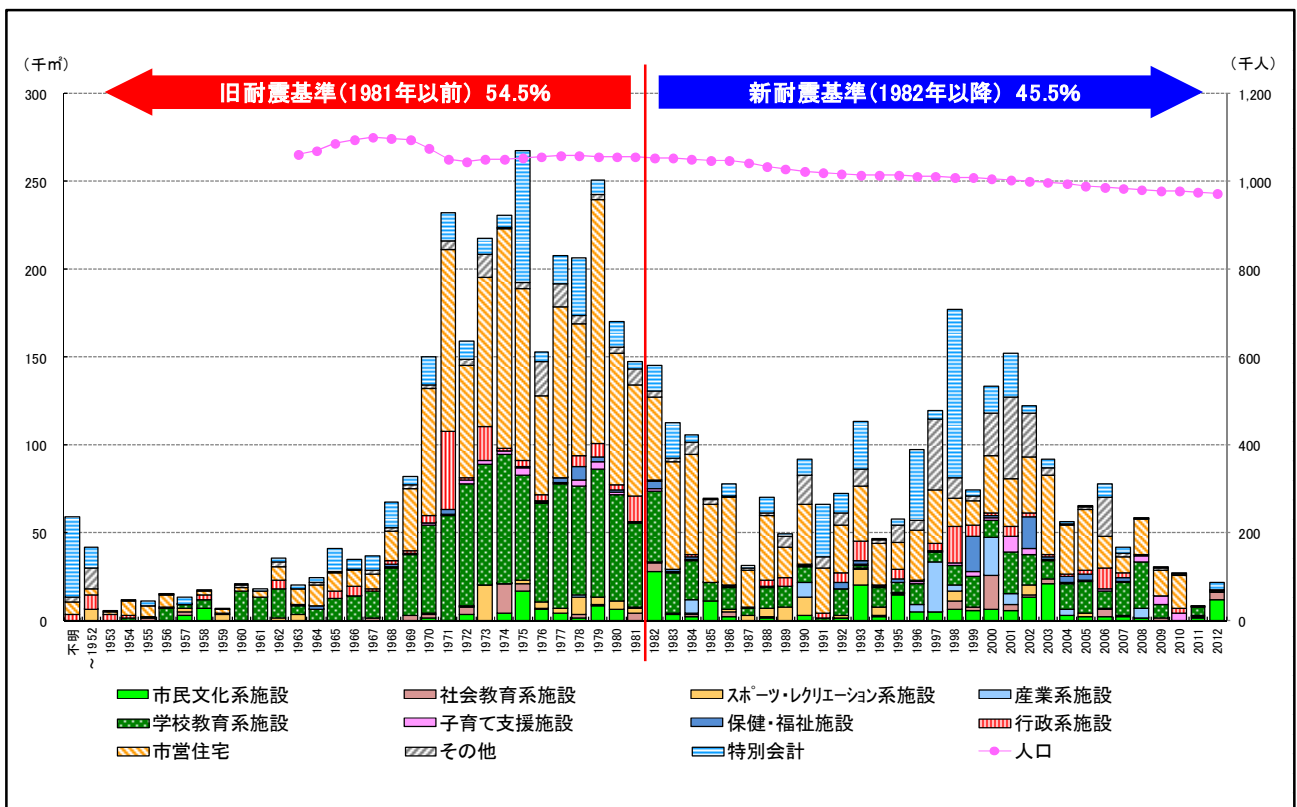


■ 公共施設の保有量（施設分類別 延床面積）

施設分類		延床面積（㎡）	構成比	
普通会計	市営住宅	2,069,364	38.2%	
	学校等	1,316,166	24.3%	
	市民・企業利用施設	市民文化系施設	247,667	4.6%
		社会教育系施設	96,602	1.8%
		スポーツレク施設	125,803	2.3%
		保健・福祉施設	89,746	1.7%
		子育て支援施設	65,040	1.2%
		産業系施設	93,344	1.7%
	その他	行政系施設	250,782	4.6%
		その他	371,898	6.9%
小計		4,726,412	-	
特別会計		689,149	12.7%	
合計		5,415,561	100.0%	

※出典 北九州市総務企画局調査（平成25年3月）

■ 公共施設の築年別の状況



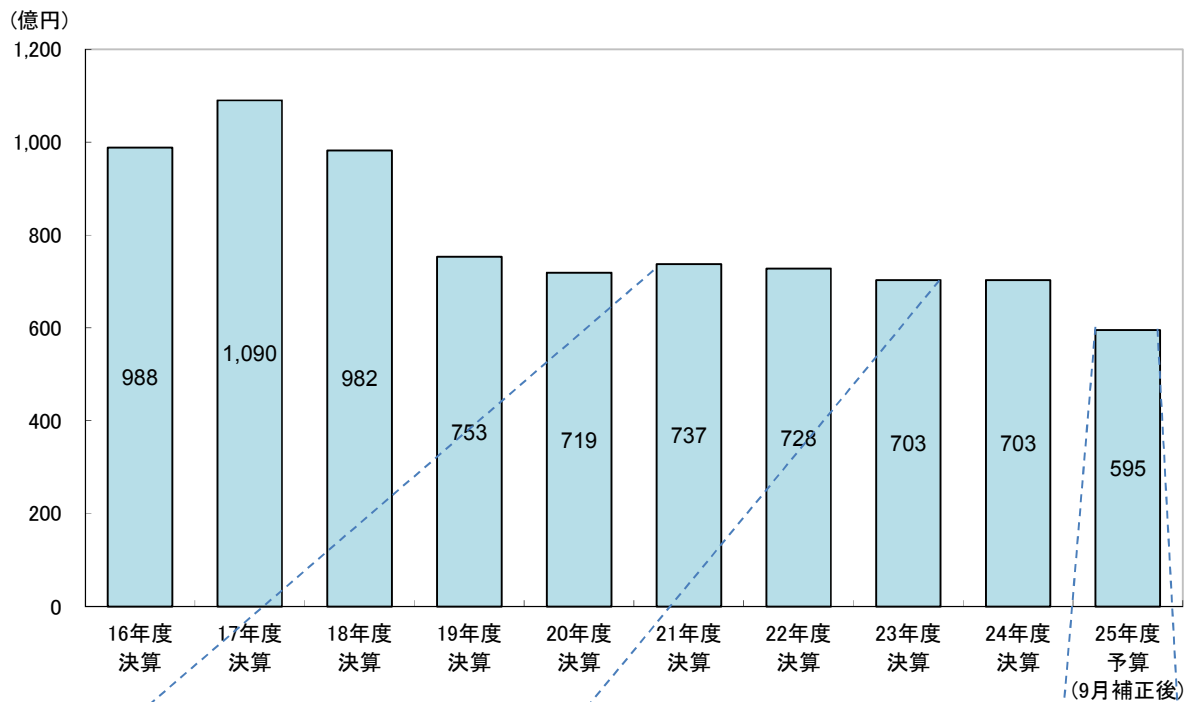
# 今後の公共施設の更新費用に係る試算

## ■ 公共施設の更新費用の試算結果 及び 本市の近年の歳出状況との比較

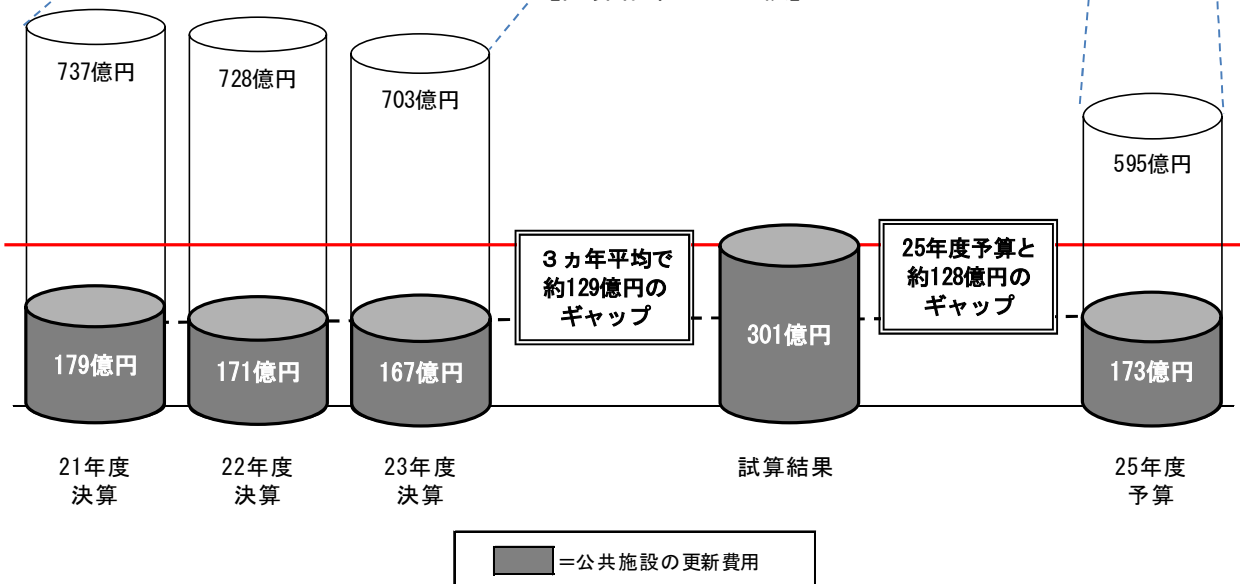
【総務省モデルに基づく試算結果】

内 容	試算条件	今後40年の合計	1年平均
公共施設	建築後30年で大規模改修 建築後60年で建て替え	約1兆2,040億円	約301億円

【投資的経費の状況】



【試算結果との比較】



■ 公共施設マネジメントに取り組んだ場合の試算

《試算条件》

	総務省モデル	長寿命化
公共施設	建築後30年で大規模改修 建築後60年で建て替え	建築後10年以降予防保全を実施 建築後70年・80年で建て替え

<何もしない場合>

<長寿命化に取り組んだ場合>

<さらに保有量を20%削減した場合>

